

## 第 102 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 10 月 11 日（火）10:00～10:40

2 場 所 中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室（1215 会議室）

## 3 出席者

## 【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、嶋崎委員、白波瀬委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員

## 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

## 4 議 事

- （1）諮問第 95 号「家計調査の変更について」
- （2）諮問第 96 号「就業構造基本調査の変更について」
- （3）統計委員会専門委員の発令等について
- （4）部会の審議状況について
- （5）その他

## 5 議事録

○西村委員長 それではほぼ定刻となりましたので、ただ今から第102回統計委員会を開催いたします。本日は河井委員、清原委員、西郷委員、そして関根委員が御欠席です。また、宮川委員は遅れて御出席の予定です。あと永瀬委員も、もうすぐ来られるということです。

それでは議事に入る前に、本日用意されているお手元の資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が2件、部会報告が1件あります。議事の(1)で「家計調査の変更について」の諮問、議事の(2)で「就業構造基本調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ、資料1、資料2となります。次に議事の(3)は、統計委員会専門委員の発令等についてですが、資料3、資料4に沿って本日の諮問を審議するために必要な専門委員の発令の説明、部会に所属する委員及び専門委員の指名を行います。その後、議事の(4)で、現在部会において御審議いただいているガス事業生産動態統計調査の変更について、報告があります。資料は、資料5になります。

私からの説明は、以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。諮問第95号「家計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは御説明させていただきます。資料1の1ページ目を御覧ください。

この諮問は、約15年ぶりに家計調査の調査計画の一部を変更したいとの申請がありましたので、その適否を判断するに当たり、本委員会の意見を求めるものでございます。

具体的な変更内容につきましては、クリップを外し、申請書類等の束と別にホッチキス留めしております資料1の参考「諮問第95号の概要」に沿って説明させていただきます。A4横判の資料でございます。

表紙をおめくりいただき1ページ目、まず調査の概要でございます。既に御承知のとおり、家計調査は一番上の「調査の目的等」欄にございますように、家計の消費動向を把握するため、昭和21年から統計法に基づく統計調査として実施されているもので、「調査対象選定方法」欄にございますように全国から層化3段無作為抽出されました約9,000世帯を対象に、毎月実施されております。なお標本交代時の断層を抑制するため、対象世帯の一部を順次交代する策も講じられております。

この抽出された世帯では、2人以上世帯は半年間、単身世帯は3か月間にわたり、家計簿形式の調査票を半月ごとに、さらに調査事項欄にある年間収入調査票及び貯蓄等調査票を調査期間中に1回記入し、それぞれ統計調査員、都道府県を經由して提出することとされています。また調査方法欄の②にございますように、調査対象世帯の詳細な情報を、統計調査員が調査対象世帯から聞き取って作成する世帯票と、当初抽出された世帯が調査に応じていただけなかった場合、その世帯の概要を聞き取って作成する準調査世帯票を含め、計5種類の調査票で調査が実施されております。

次に2ページ目、主な利活用状況でございます。既に御承知のとおり、本調査の結果はここに例示させていただいておりますように、各種加工統計の作成基礎資料、基礎年金額や各種税制の検討基礎資料などの行政利用のほか、民間、学術研究等においても幅広く活用されております。紹介は省略させていただき、次に3ページ目でございます。

変更内容に入る前に、今回の変更申請の端緒ともなっている未諮問基幹統計にかかわる施行状況報告審議結果、この3月に本委員会で取りまとめられた改善の方向性について、

簡単に確認させていただきます。

このフォローアップ審議では、家計調査の改善にとどまらず、密接な関係にある一般統計の家計消費状況調査の改善や、ビッグデータの活用を含めた新指標の開発等、多岐にわたる検討の方向性が示されており、このうち新指標の開発については、高市総務大臣のもとで研究会を立ち上げ、議論が行われているところでございます。また家計調査全体の考えに関しましては、集計・情報提供等について可能な部分からその充実を図るとともに、残された課題についても順次取組を進めていると聞いております。

今回の変更は、一番上の「記入しやすい調査票の検討」、3番目にあります「オンライン回答の実現」を中心とするもので、本委員会から示された検討の方向性のうち一定の結論が得られた事項につきまして、変更申請を行うもの、いわば改善に向けた諮問審議の第一弾とも位置付けられるかと思えます。

では次に、4ページ目以降で具体的な変更内容を説明させていただきますが、メインテーブルの方には、この参考資料の後ろに簡単な新旧対照表を添付しておりますので、適宜御参照ください。また傍聴者の方には、申請書類の中に新旧対照表を添付しておりますので、そちらを御参照ください。

今回の申請では、調査対象世帯が記入、提出する家計簿と、統計調査員が記入、提出する世帯票、準調査世帯票の3種類の調査票について、変更を計画しております。

まず家計簿についてです。概要資料の4ページ、新旧対照表では1ページ目でございますが、口座自動振替による支払に関しましては、現在の家計簿に一定の項目がプレプリントされておりますが、例えば新旧対照表の右の現在では、「10移動電話料金」となっている項目がございますが、これを左のほうでは9から12、コンテンツを含めた携帯電話料金に再編するなど、請求書からの転記がしやすい内容に変更する計画でございます。

また欄の一番右に、少し字が小さくて恐縮ですが、近年の消費行動を踏まえてクレジット払いの有無欄を設ける計画です。

次に口座への入金でございます。現在の家計簿では、入金現金が基本となっているため、給与の口座振り込みについては現金で入金があったものとし、それを口座に移すという複雑な記入が必要となっております。そこで新旧対照表の2ページ目に、給与の支払、振込通知等から簡単に転記ができるよう、また世帯主のみならず世帯員についても収入をよりの確に把握できるよう、口座入金に関する記載ページを新設する計画でございます。

次にクレジットカード等による購入です。近年はクレジットカードに加え、電子マネー等による購入が増加しております。このため新旧対照表の3ページ目でございますように、現在の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入」を、「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」に変更するとともに、電子マネー等その種別をチェックしていただく欄を追加する計画でございます。

さらに、従来は家計簿の1ページの上下に現金とクレジットカード購入について、それぞれ記入することとなっておりますが、これをそれぞれ1ページずつに分割しまして、記入欄も増やし、見開きの2ページで1日分の現金とそれ以外の支出を、レシート等から転記して記載していただく計画でございます。

以上のように、今回の家計簿に関する変更は、近年になく大規模な変更となりますので、概要資料4ページの一冊下、注記にございますように、新様式の家計簿を家計簿Aとし、従来の家計簿を家計簿Bとし、平成30年1月から1年間は両家計簿を調査世帯の半数にそれぞれ使用することにより、家計簿の変更に伴う調査結果の断層を抑制する措置を講じた上で、平成31年1月から家計簿Aを全面的に導入する計画となっております。

次に5ページ、世帯票の変更でございます。

世帯票は調査対象世帯、世帯員の就労、住居の状況、さらには主な収入等を、調査員が調査対象世帯から聞き取って記入、提出するもので、家計簿の記載内容にかかわる審査や、詳細な集計、分析等に使用されているものです。一方で、新旧対照表では4ページにありますように、かなり詳細な調査事項となっているため、調査員、調査対象世帯の双方にとって負担の重いものとなっております。このため、抽出区分は後ほど説明させていただきますが、概要資料のイ、新旧対照表の方では青色で囲んだ部分につきましては、社会経済情勢の変化を踏まえ、就業者や学校種別の変更、区分の統合等を行うとともに、概要資料のウ、新旧対照表では赤色で囲んだ部分につきましては、副業の勤め先、家賃・地代等に関する項目などを削除し、負担の軽減を図る計画でございます。

次は調査方法の変更、オンライン調査の導入でございます。

本調査では、平成30年1月以降、現行の家計簿Bと称するものを除く全ての調査票について、HTML方式の電子調査票を導入し、調査対象となり希望する世帯では、PCのほかスマートフォンやタブレット端末による報告も選択可能とする計画でございます。ちなみにオンライン報告を希望する方は、配布されたアドレス、パスワードを使用し、専用のウェブサイトに接続した上で、家計簿等を作成、提出することとなりますが、新様式の家計簿Aにつきましては、スマートフォンやタブレット端末のレシート読み取り機能も活用し、家計簿作成の記入補助に利用することも可能とする計画でございます。ただし、一部補記入力が必要なため、あくまで記入の補助的手段にとどまります。

また調査員が作成する世帯票、準調査世帯票に関しましては、調査員にタブレット端末を配布し、調査員が直接入力、提出する計画でございます。

なお、本委員会のフォローアップ審議において御指摘のありましたレシート読み取り機能や、家計分析機能を有した専用アプリの開発につきましては、順次システム開発や予算確保を決めているところであり、開発が完了した段階で導入が行われる予定でございます。

次は抽出区分の変更、概要資料6ページでございます。

家計調査では、平成11年7月調査から農林漁家世帯、つまり世帯員に農林漁業就業者がいる世帯も調査対象に含めております。このため図の左側にございますように、調査対象世帯の抽出に当たっては、単位区内の世帯を農林漁家世帯と非農林漁家世帯に区分し、さらに勤労者世帯及び勤労者以外の世帯に区分した上で、各世帯区分の世帯数に比例して抽出、世帯数を配分するという方法が採用されております。しかしながら近年、母集団となる約5000万強の世帯のうち、農林漁家世帯は約113万世帯、2%強にとどまっており、その割合は減少しております。一方で、無職世帯に関する結果が注目されているところでございます。

このため、図の右側にございますように農林漁家世帯の区分を廃止し、勤労世帯、無職世帯、及びその他世帯の3区分による抽出に変更いたしまして、併せて先ほど5ページの(2)のAにありましたように、世帯票等の調査事項も変更する計画でございます。

集計事項に関しましても、以上のような抽出区分の変更、利用ニーズ等も勘案し、ここに記載しておりますような所要の見直しを行うことにより、集計業務の効率化を図る計画となっております。

以上が変更内容の主なポイントです。

最後の7ページ、想定される論点でございます。

以上、御説明しましたように今回の変更は、結果の利活用という面から見ても近年になり大幅な変更となっており、その変更内容は、本委員会が示した改善の方向性に沿ったものとなっているか、つまり正確性の確保や報告者、統計調査員等の負担軽減に効果があるかなどについて、御審議いただければと考えております。また、本委員会が示された他の改善の方向性に関しましても、その進捗状況を御確認の上、幅広く御審議いただくことにより、家計調査の更なる改善に向けた御意見を頂戴したいとも考えております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の質問あるいは御意見等はございますか。

非常に大幅な、重要な変更になりますので。

北村委員。

○北村委員 きちんと審査をお願いしたいということですが、多分こういう大々的な変更をされるということなので、いろいろ事前に調査というか、実験というか、されたと思うのですが、それはどれぐらいの期間で、どういうサンプルでやられたのか、少し教えていただけますか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 試験調査を行ってございまして、家計簿Aという形で新様式を導入させていただいておりますが、これに関する試験調査といたしまして、今年2月に行っておりまして、世帯数で申しますと、それほどたくさんとれないという、家計調査は難しいところがございます、この家計簿Aは150世帯を使いまして試験を行いました。家計簿Bにつきましては現行の調査もございまして、またこの時あわせまして50世帯のサンプルを取りまして、試験調査を行ってございます。

対象地区は関東地方に限られてはございますが、この中で一定の知見が出てまいりましたので、部会審議の中でそういったところの特性や数的なものも御説明させていただきまして、御審議を頂戴したいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○北村委員 はい。

○西村委員長 どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 今回の変更とは直接は関係ないのですが、特に家計簿について、現在いろいろな量販店などでポイントが付いたり、割引きがいりするカードなどがあるわ

けで、今後、「クレジットカード」「デビットカード」等の項目を細分化するとき、こうしたポイント等の特典をどのように取扱うか、例えば1,000円のをポイントを利用して300円で買った場合はどのように家計調査で表記されているか、私がよく知らないだけかもしれませんが、統計利用者の立場からも一層明確にさせていただくとよろしいかと思っております。

○西村委員長 それはコメントですか、質問ですか。

○野呂委員 質問でもありますが、今回更に整備していただくとよいかというお願いでもあります。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。確かに家計調査はあまり今まで変えてきませんでしたので、最近のキャッシュレス化に伴いまして、ポイントとか電子マネーとか出てまいりまして、現行の家計簿の中で一生懸命対応を、実はしていただいているという状況でございます。今回はここら辺のところも対応させていただいてるところでございますので、また部会の御審議の中でじっくり見ていただければと思っております。

○西村委員長 はい。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 もう一点、本日の資料の中で、6ページのところに抽出区分の変更というのがあるのですが、多分こういう変更をしたほうが抽出もうまくいくということなのだろうと思います。それ自体は、テクニカルによく検討を部会でしていただければ、それでよろしいと思うのですが、この段階で少し念のためお尋ねあるいは確認をさせていただけたらと思います。それは、集計はこの影響を受けるのだろうかということです。つまり、最近ものすごく無職世帯が増えてきております。勤労者のサラリーが上がっても無職世帯の方は全然影響はありませんので、そういうものが例えば消費に影響を与えているようなところがあって、そういう意味で無職世帯のところの統計表が充実するというのはすごく大事だと思っております。この変更によって結果表がどうなるのだろうかということを、今ここでなくてもよろしいのですが、部会の中でもう少し御説明、御検討いただけたらと思いました。コメントだと思っただけであれば結構です。

○西村委員長 今のコメント、私もまたコメントですが、これ、過去にあった勤労者以外のうちの無職世帯というのは、何かうまく取り出す方法というのは、できるのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 現在も無職世帯で表記しています。

○西村委員長 それ、きちんとやっているわけですね。それが形式的にはきちんとつながるとい形になっているとすると基本的には、今、川崎委員がおっしゃったことは全部、担保はされている。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 あとは、実は公表していくときに資料を作りますが、この中でどこまでスポットを当てていくかというところがあるかと思っております。

○西村委員長 はい。分かりました。

他にいかがでしょうか。

それでは私から2点、コメントというかお願いがあります。

1点は、これは当たり前と言えども当たり前ですが、改めて今回、調査票の非常に大幅な変更が伴っておりますし、調査票が変わると回答の仕方も変わってくるということがあって、その影響が出てくるかどうか。試験調査をなされたわけですから、それを含めて検討していただくとともに、変更案の考え方をきちんと説明していくような、というか説明しやすいように、うまくまとめられるように審議の方法も考えていただきたいと思います。特に記入者というのは2人ですよね、家計と調査員と、この両方の目線からの審議というのも、お願いしたいと思っています。

もう1点は、これが大臣の研究会とも絡みますので、当然事務局は両方に入っているわけですから大丈夫だと思いますけれども、きちんとした意思疎通をなさって、部会審議にも情報提供されるようにお願いしたいと思います。

では、本件につきましては、今幾つかの御意見が出ましたので、その御意見を踏まえて、人口・社会統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただくこととなると思います。白波瀬部会長、よろしく申し上げます。

続いて、諮問第96号「就業構造基本調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室御説明をお願いします。

**○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 総務省政策統括官室です。諮問の概要について御説明いたします。資料2という束がありまして、一番下にA4横で資料2の参考という資料がありますので、それに沿って御説明させていただきます。

まず、1ページ目の就業構造基本調査の概要から説明させていただきます。

調査の目的ですが、国民の就業及び不就業の実態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としております。

調査の沿革でございますが、昭和31年に開始されまして、現在は5年おきに実施しております。平成29年の調査は17回目の実施となります。

調査範囲及び報告者数ですが、全国約52万世帯の15歳以上の世帯員、約108万人を対象としております。

右側にまいりまして調査事項についてです。有業者・無業者共通の調査事項として、就学状況、収入の種類、育児・介護の状況等がございます。有業者に関する調査事項では、従業上の地位・勤め先での呼称、雇用契約期間、就業日数・時間、就業理由等、また無業者に関する調査事項として、就業希望の有無、希望職種、就職活動状況等を把握することとしております。

その下の調査組織、調査方法ですが、都道府県、市町村を經由しまして、調査員が世帯に調査票を配布し、回答いただくことにしております。インターネット回答も可能となっております。

2ページ目にまいります。就業構造基本調査の利活用状況を紹介させていただきます。本年6月に閣議決定された日本一億総活躍プランの中で、介護離職ゼロに向けた取組が示されておりますが、介護離職者の実態を示す資料として、本調査結果が利用されております。また右側のグラフですが、労働力調査に比べてサンプル数が多いということで、都道府県別の結果表章を行うことが可能であり、都道府県における施策立案にも利用されてい

ると承知しております。

続きまして3ページからは、本調査の変更事項について整理しております。

1点目は不本意非正規労働者に関する統計ニーズを踏まえ、パートやアルバイト等で働いている方に対して、現在の雇用形態についている理由を尋ねる事項を追加するものです。

その下、2点目ですが、近年の転職者数の増加を背景に、雇用形態間の異動について、詳細な実態を把握する観点から、前職の雇用契約に関し、契約期間の定めの有無や期間に関する調査事項を追加するものでございます。

4ページ目をお願いいたします。変更内容の3点目ですが、育児・介護の状況に関する調査事項について、従前は育児・介護を行っているか、いないかのみを把握していたのですが、就業と育児・介護の関係をより詳細に把握するという観点から、育児・介護の頻度を把握するように変更することとしております。

その下、4点目は、東日本大震災の影響に関する調査事項を削除しようとするものです。これについては震災発生から5年以上が経過しまして、把握の必要性が低下しているということで、削除することとしております。

続きまして5ページ目にまいりまして、調査方法の変更についてです。今回の調査では、全国の全世帯108万人を対象に、オンライン調査を導入することとしております。

最後ですが、6ページ目を御覧ください。前回、平成24年1月の統計委員会の答申において、「今後の課題」が付されておりますので、その対応状況を確認することとしております。具体的には、1回当たりの雇用契約期間に係る選択肢の細分化と、現職への就業理由の把握の検討という2点が、前回指摘されていたのですが、いずれも今回の調査では指摘を踏まえた形で申請されております。

私からの説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

**○西村委員長** ありがとうございました。

本件は人口・社会統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等、ございますか。

はい、北村委員。

**○北村委員** 確認ですが、オンライン調査で前々回からやっていらっしゃると思うのですが、前回の利用率というか、それから今回やる場合の目標値というか、どれぐらいを目指しているとか、何かそういう見込みがございませうか。

**○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長** 前回、大体人口30万人以上の都市で実施しまして、利用率は約4%でございました。今回特に目標というものは設けてはおりませんが、できるだけインターネットで回答していただくよう取り組んでまいりたいと思っております。

**○西村委員長** その点ですが、オンラインでやった場合、時々間違える場合がありますが、そのチェックをするようなシステムというのは当然できていると思いますが、それについてはいかがですか。

どうしてそういうことを言うかといいますと、結果的にはそれをきちんとやらないとかなり、調査員が行く場合はその場合である程度できますけれど、それができないことにな



りますので、他のオンラインでも同じ問題が生じるのですが、多分こういうことに関してはそれぞれの統計調査に固有の問題があると思うので、そこら辺はいかがですか。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 オンラインで調査していただく場合には、IDを各世帯に配布するのですが、そのIDの配布誤りとか、そういったものがチェックできるようなシステムを構築する予定でございますので、世帯が紛れるというようなことはないと思っております。

○西村委員長 いや、世帯もあり得るけど、その世帯の回答が、桁違いとかそういうのもありますので。

○長藤総務省統計局統計調査部労働力人口統計室長 回答もできるだけ論理チェックができるような形で、考えております。

○西村委員長 はい、分かりました。

1点、少し私から、かなり難しい問題ですが、できればというか、できるだけやっていただきたいというのがあります。それはどうしてかといいますと、非正規労働者になった、もしくは今回非正規労働者になった理由というのはいろいろ、現職への就業理由に関して、非常に詳しく調べているわけです。その中で特に雇用形態をどういうふうを選ぶかというとき、これは難しい問題ですけれど、税制というのは相当大きな影響があるのではないかと考えています。というわけで、ある意味異例になるかもしれませんが、研究、政策上重要だと思っておりますので、できれば、例えば所得を一定程度に抑えたかったとか何とか、そういったような形で税制の影響の問題が聞けるようなものを選択肢に入れることを、少し検討していただけないかと思っております。これは私からの要請で、この結果についてはもちろん部会の審議にお任せするという形になります。

○白波瀬委員 現段階で答えることかどうかわからないですが、委員長の御希望は承ったので、それができればよいとは思うのですけれど、かなり構造的に難しいものもございまして、つまり労働時間を、要するに非正規かどうかという、非正規を選んだのはどうかという第1段階の問いと、非正規になって何時間ぐらい働きますかということとの関係というのは若干、その層としては重複しておりますので、もしかしたら御期待に添えるような結果というか、議論がどのぐらいできるかというのは分からないところです。もう一つ、この点、構造調査ということで、現在進行形の問題について、答え得るデータを提供することの意味はあるかとは思っておりますので、検討はさせていただきたいと思っております。

○西村委員長 はい、分かりました。

では、本件については人口・社会統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただくということとします。白波瀬部会長、よろしく願いいたします。重い審議が2つで申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

以上、今回諮問されました2件の審議に参加いただくために、資料3のとおり、専門委員の3名の方々が、本日10月11日付で任命されています。なお今回の家計調査の諮問では、今年3月に統計委員会が取りまとめた提言への対応状況を確認する観点から、当時家計調査に係る審議の担当主査だった河井委員、新たな消費関連統計作成の検討状況を確認する観点から、景気分析にも詳しい関根委員についても、部会審議に御参加いただきたいと思

います。若干異例ですけれども、こういう形で提言との対応状況ということを確認したいと思っております。

また就業構造基本調査の諮問では、既に別の審議のために専門委員に任命されておりました川口専門委員にも、非正規雇用に関する分析の専門家の立場から部会審議に参加していただきたいと思っております。

以上を踏まえ、統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に属すべき委員、専門委員は委員長が指名する」とされておりますので、資料4のとおり指名させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、産業統計部会に付託されております「ガス事業生産動態統計調査の変更」の審議につきまして、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎部会長 それでは資料5の1枚紙でございますが、これに沿いまして御説明させていただきます。

このガス事業生産動態統計調査につきましては、9月の統計委員会で諮問をいただいて、部会で審議を行っております。部会では10月3日に既に第1回を開いておきまして、第2回を10月24日に予定しております、ここで答申案をまとめさせていただくという、比較的短期でまとめるというスケジュールで進めております。

これにつきましては、前回は1週間程度前のことでしたので、これだけの簡単な1枚紙でしか御報告できませんけれども、まず審議事項につきましては、真ん中の列をずっと御覧いただきますと、これがほぼ審議は終わったという形になっております。

全体としましては、ほぼ適当と整理した項目が多いのですが、2点ほど、適当とは申しながらも、やや引っかかったところを重点的に御報告させていただきます。御意見いただければと思います。

1点目は、1の(3)、3番目の欄のところですが、この中の②に需要家メーターに関する項目で、「また、調定数について地区別の回答欄を追加」ということでございます。要するにこれは、需要家の地区別のデータが得られるということでございます。ガスの需要の数量等が分かるというものになるわけですが、実はこれにつきまして、現在のところブロック別となっております。これにつきまして、都道府県別に把握することができないか、そういう可能性について検討していただくということで、審議を行いました。

その結果ですが、右の欄では一応「適当」と整理しておりますが、正直申しまして若干の心残りの部分もございます。それは、都道府県別に把握する可能性について申し上げれば、都道府県別のガス需要は、ほかのエネルギー消費統計調査といったもので把握されているので、必ずしもこの調査で全て把握する必要はないという背景状況がございます。それに対して、報告者側の状況を審議協力者にお尋ねしますと、報告者側の負担がかなり大きくなるので、なかなか苦しいというお答えをいただいております。

そのような事情から、対応が困難になる懸念が非常に強いということで、ここではひとまず「適当」と整理させていただいております。ただ、この結果表章につきまして、異なる統計の間で地方別の区分が様々な状況になっていて、比較が難しいという御批判が昨今

出ております。そのようなことを踏まえますと、本来であれば都道府県別が望ましいけれども、なかなかそこまで把握するのが難しいところです。この地域別表章のあり方について、横断的な課題でもあるので、部会としては何らかの形でこの点、問題提起をさせていただくことを想定しているところでございます。これが1点目です。

2点目は、下の(6)のデータ提供のことです。印刷物とインターネットによりこれまで公表しておりましたけれども、この統計は分野が限られていることもありまして、印刷物での利用よりもインターネットのほうがよかろうということで、インターネットのみの公表が想定されているということでございます。これにつきまして、インターネットの場合、古いデータがややもすると気がつかないうちに使えなくなっているということがございます。そこで、古いデータも含めて、データアーカイブの在り方について、どう考えるのか。という問題提起が、委員の中からございました。

これについてはまだ、明確な方向性の結論を出しているわけではないのですが、今回の審議の中でこの2点を確認させていただきたいと思っております。現在のところ、データをどこまで遡って利用可能か、長期のデータ保存提供について、今後どういうふうにするかということ、調査実施者に確認させていただくということでございます。

それ以外の点については、ほぼ適当というふうに整理させていただいております。

以上、御報告です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、御質問はございますか。

統計の地域区分に関する比較可能性を高めることは、大きなテーマであるということとは間違いなく思うのですが、これに関して、今回の変更自体は報告者負担の制約ということもあり、やむを得ないということで、地域ごとのデータは最終的には、横断的な部会のところでのどのような形で把握、集計していくかということ、継続して検討していくという形にする必要があるかと思っております。これ、言い方なのですが、「適当」というと望ましいという意味合いが強いのですが、そんなに強いことではないので、できれば「適当」というよりは「現状では適当」とか「現状ではやむを得ない」とか、そういった言い方にしたいのですが、私はよいのではないかと思っておりますが、それも含めて少し御検討をお願いしたいと思います。

○川崎部会長 分かりました。確かにおっしゃるとおり、ここには心残りがあると申し上げたのは、そういうようなこともありました。その辺りは、最終的な表現も含めまして、部会のほうでも確認させていただきます。

○西村委員長 はい。お願いいたします。ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは引き続き、今、私が指摘した点を踏まえて、産業統計部会にて御審議いただきますよう、お願いいたします。

次にその他ですが、昨今の統計をめぐる動きに関連して、総務省統計局の速報性のある包括的な消費関連指標のあり方に関する研究会、それから内閣府のより正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会、どこがどう違うのか、よく分からないような題名

ですけれども、後で説明がありますので分かると思いますが、それについても委員の皆様とともに情報共有をさせていただきたいと思います。

席上に資料を用意しておりますので、事務局から御説明をお願いします。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** 席上配布資料、内閣府「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会（第2回）配布資料」を御覧ください。これは4つの資料からなっていて、資料1から資料4まであります。

これは経済財政諮問会議の事務局に設置された研究会として開催されているもので、骨太の方針でも統計委員会と経済財政諮問会議は連携して対応するということになっておりますので、参考情報として御報告させていただきます。

この資料自体は、その第2回の研究会の資料なのですが、その中の資料3に、総務省の家計調査の見直しについての資料もありますので、この資料で一括して御説明します。

まず資料1につきましては、「経済社会構造の変化の把握について」ということで、世帯構造の把握についての資料が付いております。

資料2につきましては、「類似統計間の動向の比較について」ということで、内閣府政策統括官からの資料が付いております。

資料3は、「家計調査の見直しと新たな消費関連指標の開発に向けて」ということで、総務省統計局消費統計課から出された資料が付いております。

最後、資料4は、内閣府の資料になりますが、「新たなデータの活用について①～景気動向の把握におけるビッグデータの活用～」ということで、ビッグデータの活用についての資料となります。後ほど横断的課題検討部会でも、ビッグデータについての話題が出ると思いますので、その際にもこれを参考にさせていただければと思います。

私からは以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

いろいろな研究会が立ち上がってしまっていて、なかなか錯綜してはいますが、いろいろな形で、いろいろな方が、いろいろなふうに意見を出されて、印象論的な意見ではなくて、もう少し内容のある意見を出していただいで、それをもんで一つの方向に持っていくというのはとてもよいことだと思いますので、中身についてもオーバーラップする点が非常に強いので、それを含めながら、最終的には統計委員会として全体の統計のあり方を、当然のことですが作る立場と使う立場、両方の立場からきちんと見ていくという形で、持っていきたいと考えております。

そういう形で、適宜新しい動きがあったらそれを統計委員会で状況を共有するという形で、説明していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これについて特に、何か御意見はございますか。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局からの連絡をお願いします。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は、11月18日金曜日の14時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

**○西村委員長** 以上をもちまして、第102回統計委員会を終了いたします。ありがとうございます。

ございました。